

仕 様 書 (案)

1 件名

米穀 (第1ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ2等以上又は奈良県産コシヒカリ2等以上又は奈良県産ひとめぼれ2等以上
- ・令和7年度産または令和8年度産
- ・精白米 (納入日1週間以内に精白したもの)

(ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・納入予定回数・年間購入予定量

園名	住所	電話番号	年間購入予定量
若草こども園	川上町493番地の1	0742-22-7019	310kg
辰市こども園	杏町414番地の4	0742-61-7020	1,380kg
高円こども園	古市町1249番地	0742-61-0139	770kg
			(合計) 2,460kg程度

納入回数は月2回以上とする。

4 契約期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

5 契約単価

1kgあたりの価格 (円)

6 発注方法

- ・納入日1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日1か月前までに、次月1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については10kg単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じること。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。

仕 様 書 (案)

1 件名

米穀 (第2ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ2等以上又は奈良県産コシヒカリ2等以上又は奈良県産ひとめぼれ2等以上
- ・令和7年度産または令和8年度産
- ・精白米 (納入日1週間以内に精白したもの)

(ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・納入予定回数・年間購入予定量

園名	住所	電話番号	年間購入予定量
都南保育園	横井一丁目107番地の1	0742-61-2870	390kg
帯解こども園	柴屋町20番地	0742-61-0554	620kg
			(合計) 1,010kg程度

納入回数は月2回以上とする。

4 契約期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

5 契約単価

1kgあたりの価格 (円)

6 発注方法

- ・納入日1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日1か月前までに、次月1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については10kg単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じること。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。

仕 様 書 (案)

1 件名

米穀 (第3ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ2等以上又は奈良県産コシヒカリ2等以上又は奈良県産ひとめぼれ2等以上
- ・令和7年度産または令和8年度産
- ・精白米 (納入日1週間以内に精白したもの)

(ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・納入予定回数・年間購入予定量

園名	住所	電話番号	年間購入予定量
学園南こども園	学園南三丁目15番28号	0742-46-1176	1,820kg
京西保育園	六条西一丁目3番43-1号	0742-43-9023	1,120kg
			(合計) 2,940kg程度

納入回数は月2回以上とする。

4 契約期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

5 契約単価

1kgあたりの価格 (円)

6 発注方法

- ・納入日1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日1か月前までに、次月1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については10kg単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じること。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。

仕様書(案)

1 件名

米穀(第4ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ2等以上又は奈良県産コシヒカリ2等以上又は奈良県産ひとめぼれ2等以上
- ・令和7年度産または令和8年度産 精白米(納入日1週間以内に精白したもの)
(ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・納入予定回数・年間購入予定量

園名	住所	電話番号	年間購入予定量
朱雀こども園	朱雀六丁目9番地	0742-71-5185	500kg
神功こども園	神功四丁目25番地の3	0742-71-9365	310kg
伏見保育園	宝来三丁目9番35号	0742-44-2666	1,510kg
			(合計) 2,320kg程度

納入回数は月2回以上とする。

4 契約期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

5 契約単価

1kgあたりの価格(円)

6 発注方法

- ・納入日1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日1か月前までに、次月1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については10kg単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じること。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。

仕様書(案)

1 件名

米穀(第5ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ2等以上又は奈良県産コシヒカリ2等以上又は奈良県産ひとめぼれ2等以上
- ・令和7年度産または令和8年度産 精白米(納入日1週間以内に精白したもの)
(ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・納入予定回数・年間購入予定量

園名	住所	電話番号	年間購入予定量
都祁こども園	都祁白石町1026番地の6	0743-82-0100	720kg程度

納入回数は月2回以上とする。

4 契約期間

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

5 契約単価

1kgあたりの価格(円)

6 発注方法

- ・納入日1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日1か月前までに、次月1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については10kg単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じること。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。